

## 短期入所生活介護事業所グリーンビラ夜久野運営規程

平成12年 4月 1日

介護保険規程 第 3号

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人仙人福祉事業会が運営する短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護」という。)の適正な管理・運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、高齢者が要介護状態となった場合においても、その利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な生活介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

2 短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

3 事業者は、自らその提供する短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 事業所の従業者は、短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

5 短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行うものとする。なお、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居短サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

6 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 本施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |       |                       |           |
|-------|-----------------------|-----------|
| 一 名称  | 社会福祉法人仙人福祉事業会         | グリーンビラ夜久野 |
| 二 所在地 | 京都府福知山市夜久野町平野 1030 番地 |           |

### (定員)

第4条 短期入所生活介護のサービスを提供する定員は介護予防短期入所生活介護のサービスを含めて10名とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名(兼務)

管理者は、施設の職員の管理、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対する必要な指揮命令を行う。

二 医師 1名(兼務)

医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

三 生活相談員 2名(兼務)

生活相談員は、利用者及びその家族に対し、適切な相談・助言等利用に当たっての面接並びに相当期間以上利用することが予想され、既に居宅サービス計画が作成されている利用者及びその家族に、施設の介護支援専門員の協力を得て作成した、介護計画の内容等について説明を行う。

四 看護職員 6名(兼務)

看護職員は、利用者の希望、主治医の意見及び利用者の療養の状況を踏まえて、要介護状態の軽減若しくは、悪化防止、予防のための適切な措置を適切に行う。

五 介護職員 34名(兼務)

介護職員は、短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

六 管理栄養士 1名(兼務)

管理栄養士は、利用者に対する適切な食事の提供と栄養指導並びに給食事務及び調理場の保健衛生等の業務を行う。

七 事務職員 3名(兼務)

事務職員は、施設の維持・運営に必要な事務を行う。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は、各自宅まで送迎を行い、施設利用中に利用者が可能な限り、心身の状況に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴または清拭、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、及び必要な機能訓練を行うものとする。食事については、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

(短期入所生活介護の利用料)

第7条 本事業所が提供する短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の公示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、1割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割又は3割)の自己負担額とする。

2 本事業者が、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービスを提供したときは、居宅サービス費用基準額に相当する額の支払いを受けることができるものとする。

3 前2項の利用料のほか、次に掲げる項目については、別に定める利用料金を利用者から支払いを受けることができるものとする。なお、利用料金については別に定めるものとする。

(1) 次条に定める通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

- (2) 食費
  - (3) 居住費
  - (4) 特別な食事の提供を行った食事代
  - (5) 理美容代
  - (6) その他短期入所生活介護の提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項の費用の支払いを含むサービスの提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けなければならない。

(通常の見送の実施地域)

第8条 通常の見送の実施地域は、福知山市及び朝来市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 短期入所生活介護の提供中に、利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 施設利用者は、職員及び他の利用者と共に共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努める。また、外出、外泊しようとするときは、その都度施設長もしくは担当職員へ届出するとともに次の行為をしないことを事前に利用者に説明するものとする。

- (1) 暴力行為、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外で火気を使用すること。
- (3) 施設内の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること。

(非常災害対策)

第11条 短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、また、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(身体拘束等)

第 13 条 本施設は、利用者の身体拘束は行わない。万一利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合に限り、利用者本人やその家族等に説明し同意を受けたときのみ、その条件と期間内にて身体拘束等が行うことができる。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他の運営についての留意事項)

第 15 条 事業所は、介護職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後一ヶ月以内
  - (2) 階層別研修 随時
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、職員との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人仙人福祉事業会と事業所の管理者との協議に基づいて別に定めるものとする。
  - 5 その他この規程に定めのない事項は、介護保険法に準ずる。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- ◆ 一部改正 平成 13 年 1 月 1 日から施行する。〔利用料明細表の改定〕
- ◆ この規程は、平成 13 年 3 月 27 日一部改正して平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 16 年 3 月 30 日一部改正して平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 17 年 3 月 25 日一部改正して平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 18 年 3 月 28 日一部改正して平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 19 年 3 月 26 日一部改正して平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 19 年 11 月 29 日一部改正して平成 19 年 12 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 20 年 3 月 26 日一部改正して平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 21 年 3 月 23 日一部改正して平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 22 年 3 月 26 日一部改正して平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 23 年 3 月 25 日一部改正して平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 24 年 3 月 26 日一部改正して平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- ◆ この規程は、平成 25 年 3 月 25 日一部改正して平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 26 年 3 月 25 日一部改正して平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 27 年 3 月 25 日一部改正して平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 28 年 3 月 28 日一部改正して平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 29 年 3 月 28 日一部改正して平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- ◆ この規程は、平成 30 年 4 月 1 日一部改正して平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、平成 30 年 11 月 22 日一部改正して平成 30 年 8 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、平成 31 年 4 月 4 日一部改正して平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和元年 5 月 13 日一部改正して令和元年 5 月 13 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 2 年 4 月 1 日一部改正して令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 2 年 5 月 1 日一部改正して令和 2 年 5 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 3 年 4 月 1 日一部改正して令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 3 年 6 月 1 日一部改正して令和 3 年 6 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 3 年 10 月 1 日一部改正して令和 3 年 10 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 4 年 1 月 1 日一部改正して令和 4 年 1 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 4 年 3 月 1 日一部改正して令和 4 年 3 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 4 年 4 月 1 日一部改正して令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 5 年 4 月 1 日一部改正して令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 5 年 10 月 1 日一部改正して令和 5 年 10 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 5 年 12 月 1 日一部改正して令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 6 年 2 月 13 日一部改正して令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 6 年 4 月 1 日一部改正して令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 6 年 9 月 1 日一部改正して令和 6 年 9 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 7 年 4 月 1 日一部改正して令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 7 年 10 月 1 日一部改正して令和 7 年 10 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 7 年 11 月 1 日一部改正して令和 7 年 11 月 1 日から適用する。
- ◆ この規程は、令和 8 年 1 月 1 日一部改正して令和 8 年 1 月 1 日から適用する。